

北海道議會時報

第 3 卷 第 10 號

目 次

議會の動き	1
• 常任委員會	1
• 北海道議會開發審議會	4
會 合	8
• 一道北部七縣議會事務局長連絡協議會	8
• 八大都道府縣議會議長會	8
• 全國都道府縣議會議長會定例會	8
資 料	12
• 町村自治體警察の存廢をめぐるその後の動き	12
• 所得税の減税要綱——閣議決定	16
雜 錄	18
• 地方行政疑義問答	18
• 北海道人事異動	19
圖書室便り	22

北海道議會事務局

北海道議會時報第3卷第10号(昭和26年)

議會の動き

常任委員會

總務委員會

○九月二十二日午前十一時三十分第一委員室で開議、委員長、開議の前に頓別村長から町制施行について陳情があるが、どうするかを諮り、一同聴取することに決定、佐々木頓別村長より陳情があつた。つゞいて前回の定例会において付託をうけた行政事務及び機構の簡素化に對する調査について、定員配置狀況、各部課部局の係別分掌事務及び現員調、行政事務の處理狀況、長期欠勤者調等を道に照會しているが、その内才廳部課分のみ提出され、地方部局分は目下調査中である。又中央における狀況は東京事務所を通じて調査中なる旨、事務局より経過報告あり、委員長より資料取まとめについて道側に質問、速急取運び方を要望、更に人事管理、定員の月例報告中央の行政簡素化の動き等の調査について具體的方法等に關し種々意見の交換があり、各黨より一人の小委員を挙げ、調査の方法について案を持寄り二十五日午後一時から小委員會を開催、翌二十六日午後一時から本委員會を開催することに決定した。尙本委員會に北海道銀行頭取及び會長より道金庫事務の取扱ひについて陳情あり、委員長これについて諮つた結果、趣旨を採擇し、歳入金については道銀全般に、歳出金については拓銀支店所在地外の道銀支店にのみ取扱はせような趣旨を納務委員會として執行部に申入れることを諮り異議なく決定、午後三時五十五分散會した。

○九月二十五日午後二時二十分より局長室に於て總務小委員會を開催、行政事務及び機構の簡素化に關し、調査實施方法について協議の結果、行政事務及び機構實態調査要領案を決定、午後四時散會した。

○九月二十六日午後一時四十分第一委員室で開議、吉田小委員會主査か

ら前日の小委員會の結果報告あり、報告通り決定、モデル調査のため本廳經濟部と石狩支廳の二班に分れて調査することとし、理事者と連絡するため、五日午前十時に委員、理事者の協議會を開催することを決定して、午後二時三十分散會した。決定された行政事務及び機構實態調査要領は左の如くである。

行政事務及び機構實態調査要領

一、目的

事務の圓滑且能率的執行を圖るため、事務處理方式の改善事務の整理簡素化及びこれに伴う機構の簡素化、並にこれに相應する人員配置の適正化を目的とし、道の行政事務及び機構の實態を調査すること。

二、調査事項

(一) 道の行政機構とその所管する事務

1 部課部局の組織と人員配置

2 分掌事務とその處理方式

(1) 事務の性質

A 權力的、B 非權力的、C 内部的

(2) 事務の對象

A 住民、B 公共的團體、C 市町村

(3) 事務の種類

A 機關委任事務、B 團體(道)委任事務、C 公共事務及び部内の

行政事務

(4) 根據法令

海の特殊性との關連の有無

(5) 技術又は施設の程度

A 高度、B 普通

(7) 事務の内容

A 市町村(實施、調査、届出、啓蒙、設置等) B 道の出先機關、

(指導、進達、検査、許可、認可、監督等) C道(指導、進達、認可、許可、基準の決定、監督、検査、統制、實施等) D國(許可、認可、承認、指導、監督等)

(8) 監督關係

第一次、第二次、第三次

(9) 行政調査委員會議勧告との關係

(一) 事務處理方式の改善點

(二) 事務處理過程におけるサーヴィスの改善點

(三) 事務の整理簡素化可能點

(四) 機構の簡素化可能點

三、調査方法

(一) 以上の方針に基いてモデル部課部局を選定し實態調査をする。

(二) モデル調査箇所 本廳 經濟部

支廳 石狩

文教委員會

○九月二十七日午後一時三十分第一委員會室において開議、九月上旬より文教施設調査のため、道東、道南方面に出張した状況について各委員より詳細に報告があり、續いて教育委員會より高校整備事業經過、教育費節減義務教育費保障法案、六・三整備事業經過について説明があり、種々検討の結果教育委員との連絡會議を早急に開催することを決定して午後四時四十分散會した。

水產委員會

○九月六日午前十一時三十分第一委員會室に於て開議、委員長、開議に先だち道南地區水產狀況視察の報告をなし、引き続き入會反對に關する實行方法、飯米魚肥リンクの取扱要領、孵化場移管問題を議題に供し、協議の結果入會操業反對については抽象的なものでなく、内容ある精密なるデー

ターを以て強力に折衝することとし、上京委員松平委員長、金澤副委員長、濱森委員三名を決定した。次いで漁業生産と主食増産の實を上げるための魚肥と、漁業用飯米リンク措置について漁政課長より漁連、購連、販連、指導連と協議の上立案された要綱について趣旨説明あり、種々検討の結果本案を食糧廳に折衝の上、十月の本委員會に單協代表の出席を求め、肥料出荷等再確認の上細部検討することを申合せ、午後零時三十五分休憩、其の間小樽市に水族館設置に關して、永山小樽市助役、關堂札幌市議より、噴火灣地區凶漁對策について、岩田道議、川村衆議院議員より、未開發漁田六基地施設對策について六基地代表よりの陳情、川村衆院水產委員より漁業證券資金化に關する中央状況について説明を聴取した。午後一時十分再開、孵化場移管の件について川村衆院水產委員より意見を聴取したところ、水產部長より中央情勢とは相違している旨發言があり、來札中の農林大臣と折衝の上、明七日水族館設立準備委員會終了後檢討することに決し、午後二時十五分散會した。

○九月七日午後一時四十分水檢會議室に於て開議、委員長より昨日の根本農相に對する陳情經緯について孵化場移管問題については本道の要望は諒解したが、今、此處で意見を述べられない。又入會問題についても本道に對し同情的考えを持つてゐるが、移管問題と同様歸京の上善處するとの回答があつた旨の報告があり、早速上京委員の日程を協議、十日午後一時東京事務所集合に決定、次いで金澤委員より先刻準備委員會に於ける水族館設置に關し室蘭市決定の件について本委員會の態度を決めるべきであるとの意見があり、委員長より準備委員會決定の通り決することを諮り異議なく決定して午後二時十分散會した。

商工委員會

○九月二十二日午後一時三十分第二委員會室で開議、暖厨房用石炭確保、電源開發促進、農林漁業長期融資の運動經緯、輸送對策の各案件を議題に供し、暖厨房用石炭確保のために必要な出發量確保については本道各業者

勞組幹部等勞資双方協議の機會を作つて、協力を要請することに決し、次いで小水力發電長期融資の運動經過の概要を委員長より報告再度運動の必要を強調、次いで電源開發促進について工務課長より見返資金の見透し困難なる旨の説明あり、論議の結果、小水力長期融資問題と併せ中央に對し要望することに決した。次いで道銀富樫會長より道金庫事務取扱指定方の陳情を聴取、更に輸送對策について商工部長より車輛不足による滞貨解決及び青函航路貨物運賃資料程による改正について説明、後者については政治的解決にまつこととし、小水力、輸送對策、電源問題等に關する中央折衝委員として宮坂委員長、三宅、西村の兩委員を中央に派遣することに決して午後四時五分散會した。

土木委員會

○九月七日午後〇時三十五分第一委員室にて開議、委員長より開議に先だち八月二十日出席した北海道總合開發審議會組會の経緯について報告あり、引續き九月二日の豪雨による道内河川の氾濫、公共土木施設の被害状況について理事者の説明を求め、土木部長より九月五日現在判明せる調査報告があり、委員長より多大なる被害を受けた町村の實態を調査し、これが對策樹立方につき諮つた結果、被害町村の状況調査のため派遣期間を九月十三日より十七日までの五日間として調査地を石狩、空知の一部、空知地區留萌地區とすること及び調査終了の十八日委員會を招集し、中央折衝方針其の他について協議することを夫々決定した。更に未調査地域の土木状況を調査し、今後の委員會の運営に資したい旨を以つて、派遣期間九月二十五日より十月五日まで、釧路土木現業所管内及び帯廣土木現業所管内に委員を派遣することを決定し、午後二時二十五分散會した。

○九月十八日午後〇時十分第一委員室にて開議、九月二日の豪雨による土木施設災害状況について鑿に派遣の委員から夫々調査の結果について報告があり、續いて委員長より災害土木復舊費の増額のため、中央折衝を行うことを諮り、異議なく決定、なお今次災害に關し意見を求めたが、新保委員

より被害状況報告及び資料については判明する分についてのみでも整備し、上京の上、早急に査定官の來道を要請調査を求むる必要があり、又本年度豫算中、土木事業費が全體について二割方節約のため削減されるところであるが、今後の見透しについて財政課の見解を知りたい旨の要望あり、財政課員より目下中央において起債の大口許可について折衝中であり、これが見透しのつき次第善處する旨の答辯があり、午後三時散會した。

建築委員會

○九月七日午前十時四十五分第一委員室にて開議、開議に先だち、北海道住宅建設促進會長小樽市長から國庫補助公營住宅建設に對する陳情を聴取、住宅課總務係長より北海道住宅建設促進會の性格について説明があり、續いて住宅課長より農漁村モデル住宅建設助成費について説明があつたがこれに對しては種々論議の結果、中收委員より、折角前回豫算議決の際の希望條件として農漁村耐火モデル住宅助成として一十萬圓を折込んだのであるから、これが豫算化について配意されたいこと、又今回の庶民住宅建設助成費及び農漁村モデル住宅建設助成費は更にねり直して再提出するよう發言あり、委員長、本問題は一應保留することについて諮り異議なく決定、ついで道立水族館設置場所の決定に伴い、建築面は建築部において行うことになつたので、この際建築技術面考究のため他府縣既設の水族館視察に委員派遣方について諮り、三委員を決定、九月二十五日東京事務所集合を申合せ、午後〇時十五分散會した。

○九月十八日午後三時第一委員室にて開議、委員長より道立水族館設置に伴う建築技術面につき府縣に對する委員派遣方の経緯について説明あり、ついで前委員會保留の昭和二十六年年度追加豫算農漁村モデル住宅建設助成費一十萬圓は了承することにしたい旨を諮り、異議なく決定、續いて清水副委員長より住宅金融公庫住宅についての陳情書を金融公庫總裁建設大臣、開發廳に提出することについて諮り異議なくそのことに決して、午後四時十五分散會した。

北海道総合開発に對する道開發審議會の動き

本道の總合開發については、去る八月二十日から三日間首相官邸で開催された北海道開發審議會において、開發廳側から「北海道總合開發第一次五カ年實施計畫案」が提案されるに及んで全道民の關心を集めるに至つたのであるが、此の問題に對しては道議會開發審議會としても慎重な態度をもつて望み、同月二十九日道議會開發審議會常任委員會を開き、中央審議會に出席した井川副議長からその經過の報告を承けて以來、數次の會合を重ね開發廳案に對する道議會審議會としての意見をまとめ、知事側とも緊密な連絡のもとに、成案を得九月二十日正式にその意見書を關係廳に提出したのであるが、その經過の概略は左の如くである。

○九月五日午前十時三十分より第一委員會において道議會開發審議會常任委員及び北海道開發審議會參與の合同會議を開き、開發廳案に對し開發廳側の説明ならびに佐久間副知事より中央の状況、特に開發金融につき報告をうけた後、北海道總合開發委員會より示された「開發廳案に對する北海道としてこの意見書案」を中心に検討を加え、一應の結論を得たので、案文は各黨一名よりなる小委員會において決定することとした。なお意見書を關係廳に提出する際には、本審議會より三名ぐらゐの委員が上京することその人選は小委員會に一任すること、意見書は本来ならば道議會開發審議會の總會に諮つて、決定するのであるが、日數がないため各委員はそれぐの黨に説明して了解を求めるようにすることを決定し、午後五時閉會した。

○九月七日午後二時より第二委員會において小委員會を開催、九月五日の常任委員會の結論をもとに意見書案を審議決定、更に開發廳案に對して意見書を提出する際には各黨より一名宛、上京することを申合せ、午後三時三十分閉會した。ちなみに當日決定された意見書は左の通りである。

北海道總合開發第一次五カ年實施計畫（北海道開發廳案）に對する北海道の意見書について

—北海道議會開發審議會—

昭和二十六年九月五日北海道開發委員會より示された、北海道總合開發第一次五カ年實施計畫（以下「開發廳案」という）に對する意見書（案）については、左記數項に亘り更に検討考究の必要を認められる。

一、「開發廳案」に對する總括的な意見について。

「開發廳案」はさきに策定された「北海道總合開發第一次計畫を基本的に取りいれていること。客觀情勢が變つてもあまり影響のない基礎施設に重點をおいていること、今すぐ實施に移すによいものは何かという觀點から實施面を強く取りあげていること」は北海道としても根本的には反對すべき理由はなく總括的には、

「開發廳案はこれを吞むべきである」という前提のもとに作られた意見書でなければならぬ。

二、北海道總合開發に對する基本的な構想について。

北海道總合開發に對する基本的な構想は「開發廳案」冒頭にも掲げられているように、

「北海道の開發は、日本經濟の自立の上に、極めて重大なる地位を占める」ものである。即ち、戦後日本の國土體係上北海道が極めて重要な地帯として日本經濟の復興と自立の達成、人口問題の解決の基盤であるという構想でなければならぬのにかゝらず意見書中、その「まえがき」及び「第一總括的意見」において本道の總合開發は、

「道民生活文化の確立を期するものでなければならぬ」

或いは、

「道民生活の安定と向上とを窮極の目標とする」

または、

「北海道産業經濟の實態を背景として」

のように、極めてその構想を狭く表現されていることは適當ではなく、北海道の総合開發は、

「日本經濟の復興と自立の達成に寄與すると共に、道民生活の安定と向上をもたらすものでなければならぬ」また、

「實施計畫案は日本經濟の動向と北海道産業の實態を背景として組立てられなければならない」という構想で進むべきである。

三、開發計畫の構想について。

基礎施設と並行して第一次計畫に計上するよう意見書において、強く要望している産業施設及び文化厚生問題に關しては今次開發廳案策定の實情を勘案し、産業については、

「前期五カ年は基礎施設、後期五カ年は基礎施設の擴充及び各種産業の振興を圖することは肯定できるが、前期五カ年間にも基礎施設に即應して産業の振興が考えらるべきである」

との趣旨に改め、また文化厚生については、

「本實施計畫には學校、厚生、觀光、研究所等について立案されていないが、學校特に技能者養成のための教育施設、厚生特に無醫村対策及び結核対策については、基礎施設と並行して取りあげらるべきである」という程度にとどめるのが適當と思われる。

四、財源措置について。

次に財源措置については、開發廳案は妥當なりと思われるので、意見書中、

「(三) 開發事業の推進に伴う補助事業、または開發に關連して生ずる事業の増加に伴う道費の負擔増加に對し、特別措置を考慮すること」については本道の開發は國家的見地から取りあげられる重要な國策であるという觀點からも道費負擔については特にふれぬことにし、この一項は削除すべきである。

五、地方財政について。

地方財政については、今次意見書には觸れないでおくのが適當と思われる。

○九月十一日午後一時三十分、第二委員室で北海道總合開發委員會意見書起草委員四名と、道開發審議會小委員との合同會議を開き、開發廳案に對する合同意見書を審議決定、十二日開催の北海道總合開發委員會の總會に諮り、賛同を求むることとして午後三時三十分閉會した。

○九月十二日午後一時から町村會館において、北海道總合開發委員會總會開催、道議會開發審議會よりもオブザーヴァーとして出席した。

○九月十四日去る十二日の總會にて意見案も最終的決定を見たので、關係に意見書提出のため、道開發審議會より西山(自由)武田(農協)時田(社會)大久保(民主)窪田(公正)の各委員が上京。

○九月十五日帝京後東京事務所において、蔣田議長に經過を報告、意見書の提出につき協議し、午後一時二十五分より北海道開發廳に岡田次長を訪ね、第一次の意見交換を行った。

○九月十七日午後一時より東京事務所に審議會側、知事側ともに參集打合會を開き、岡田次長と第一次會談後の開發廳側の意向を検討、意見書の内容につき協議、結論を得たが知事との連絡が間に合わぬため、意見書は後刻提出することとし、開發廳側との第二次會談を行った。右第一次、第二次會談において、明かにされた主なる事項を列記すれば左の如くである。

- 1 諸般の情勢が或程度變つても、あまり影響のない基礎的な施設、しかも最も早く計畫の立つ公共事業費を中心として、第一次五カ年實施計畫の第一編を作つたものであること。
- 2 第二編は、特別會計分、第三編は、民間資本關係、第四編は、文化厚生という構想であること。
- 3 資金の方は、北海道の歳入歳出の差額約二百億、外に定額百億圓を繰り入れること、即ち年間三百億の豫定で進んでいること。
- 4 開發金庫は絶対に必要であること。

5 道を九地域別に分けているのは、基本調査の関係で事業は道全體として考えていくこと。

○九月十九日午後四時三十分より東京事務所に集合、意見書につき最終的打合せをなして、これを決定した。

○九月二十日建設大臣及び開發廳に對して正式に意見書を提出した。意見書の全文左の通り

北海道總合開發 第一次 實施計畫に對する意見書
五カ年

北海道議會開發審議會

北海道總合開發第一次五カ年實施計畫に對する意見書

さる二月北海道議會開發審議會ならびに北海道總合開發委員會は緊密な連絡のもとに、日本經濟への寄與と道民生活の安定向上とを目標とする本道總合開發の基本方向を「北海道總合開發第一次計畫書」として發表し、本道開發事業を強力に推進せられるよう要請したのであります。

この八月、北海道開發廳は「北海道總合開發第一次五カ年實施計畫(案)」を立案し、審議せられておりますが、この實施計畫案において先に北海道の總意を以つて提出した計畫書の構想及び重點事項が採用されてゐるのは意を強うするものであります。しかしながら本道の總合開發事業を強力に推進する建前から、更に二、三の點について率直なる意見を申しのべる次第であります。

一、開發計畫の前提條件

(一) 客觀情勢と北海道總合開發

總合開發計畫作成に當つては、勿論客觀情勢を見極めなくてはならぬのでありまして、國家財政からみた北海道開發の前途には、幾多の問題が豫想されるのであります。日本の獨立、經濟の自立のためには資源の豊富た北海道の開發は益々その重要性和緊要性を増加してき

たという點を強調されたいと思つております。

(二) 國土總合開發計畫と北海道總合開發計畫

國土總合開發法に基く都府縣總合開發計畫ならびに地方總合開發計畫は近く作成を終えようとし、また特定地域の指定も近く行われようとしております。

これら一連の總合開發計畫は着々として具體的な進行を見せ、内容はきわめて總合的に、しかも體系的に組立てられたことは周知の事實であります。

故に國土總合開發計畫の一環として構想せられるべき北海道總合開發計畫も、日本經濟の動向と北海道産業經濟の實態等を背景として組立てられ、また計畫の實施によつてもたらされる開發効果については、具體的に計數的に表現せられる必要があると思われのであります。

二、開發計畫の基本構想

(一) 基礎施設計畫と産業開發計畫との關連性

總合計畫案は、昭和二十七年頃から三十六年度までの九カ年計畫として前期五カ年を産業振興の基礎となるべき施設の整備擴充に重點をおき後期五カ年に前期計畫の基礎を更に擴大強化するとともに各種産業の振興を圖ることに重點をおいてゐるのであります。前期五カ年間に於いても基礎施設整備に即應して産業の振興計畫が樹てられなければならぬと思われのであります。

(二) 文化厚生の問題

實施計畫案には「後期の第二次五カ年實施計畫は文化厚生の點についても重大なる關心をもち計畫に織り込むものとする」とありますが、前期五カ年計畫においても、學校特に技能者ならびに教職員養成のための教育施設、厚生特に無醫村対策及び結核対策を基礎施設と並行して取り上げられたのであります。

かゝる施設の整備強化によつて投資地として有利な立地條件が形成せられ、しかも住民の居住地として快適な環境がつくられるからであり

ます。

三、人口収容力の問題

實施計畫案によると、昭和三十一年の人口六〇〇萬人、三十六年一〇〇〇萬人となつておりますが、そのためにはこれだけの人口を収容し得る條件が整つていなくてはならないのでありますから、早急に産業振興計畫を樹立されたいのであります。

三、開發計畫の實現の方法

今次の實施計畫案では計畫實施事業相互間は勿論のこと、各個所付にいたるまで、當然有機的總合的關連性に慎重な注意が拂われていると思われ、るのであります。計畫實現上左の事項については特に適切な對策が速かに考慮される必要があると思われ、ます。

- (一) 事業の緩急順序に應じた事業別年度割計畫をたてること。
- (二) 事業の地域的配分計畫を明確にすること。
- (三) 立法的措置を考慮すること。
- (四) 既存の個別な試験研究機關のほかに總合的な調査研究機關の設置を考慮すること。

四、財源措置

財源措置については原案が適切と思われ、ますので、強力にこれが實現を圖られたいのであります。即ち

- (一) 毎年度開發費の定額財源として百億圓を充當すること。
- (二) 前項の財源に加え、北海道内における前年度國庫歳入と北海道開發費を除いた歳出豫算とを比較して、その歳入超過額を毎年度開發費の財源に充當すること。

なお、凶作災害の場合は別途考慮のこと。

五、金融措置

開發事業を推進するには、國家資金の投下に伴い長期設備資金の調達が必要であるので、これについては「北海道開發金庫」の如き特殊金融機關の創設を考慮されたいのであります。

六、開發方式

- (一) 北海道開發法第二條第二項の規定による「開發計畫」の範圍についての政令を急速に制定し、國とそれ以外の責任分野を明確に決定されたいのであります。
- (二) 今次の實施計畫案には開發方式についてふれてないが、計畫と實施體制の間には不可分の關係があるので、この際事業實施區分も明示されたいのであります。

結 語

以上率直な意見を提起したのでありますが、こゝに重ねて左の事項について強く要望致します。

- 一、科學的合理的な根據にたつた總合開發計畫が一日も早く作成せられること、それがためには道立案の「北海道總合開發第一次計畫書」の要望をとり入れること。

- 二、開發計畫を基礎として、日本經濟自立のための本道總合開發事業を強力に推進せられるよう努力せられたいこと、従つてこれがためには單に計畫を閣議決定にとどめることなく、立法措置をとり得るよう強力なる推進を配慮せられたいこと。

- 三、開發計畫は、日本經濟の復興と再建に寄與するとともに、北海道民の生活の安定を可能ならしめるものであること。

會 合

一道北部七縣議會事務局長連絡協議會

○九月五日 一道北部七縣議會事務局長連絡協議會を札幌市に於て開催、地方議會の運営、議會職員の研修等について種々懇談を行つた。

八大都道府縣議會議長會

○九月十日 兵庫縣において八大都道府縣議會議長會が開催され、北海道神奈川、愛知、京都、大阪、福岡、兵庫の各議長が出席、次の事項について協議を行つた。

協議事項

- 一、計量行政經費確保について
- 一、地方税制制度の改正について
- 一、揮發油税を道路整備の都道府縣の目的税とするについて
- 一、災害復舊費の國庫補助増額方について
- 一、特別道路補修費の國庫負擔について

全國都道府縣議會議長會定例會

第三十回全國都道府縣議會議長會定例會は、九月二十、二十一日の兩日大分縣別府市緑ヶ丘高等學校に於て開催されたが、講和會議直後の都道府縣財政、税制、經濟等過渡期に於ける諸案件は九十一件の多數に上り、審議檢討の上にも稀に見る熱意が伺われ、有意義裡に終了したが、その概要は次の通りである。

○九月十九日 定例會に先立ち幹事會が午前十時より開催されたが、定例會の審議方法及び役員の改選等について協議を終え、永年勤続及び特別功勞者の表彰を諮り、又永く本會の爲に盡力された石原前會長を顧問に推薦

のことに決定し、次回定例會開催地其の他について打合せを行い午後四時閉會した。

○九月二十日 午前十時定例會を開き、議長には大分縣議會議長が副議長には熊本縣議會議長が夫々選任せられ、内閣總理大臣（代理）別府市長の祝辭に次いで、永年在職の議員及び職員等の表彰が行われた。被表彰者中前本會々長石原永明（東京都）は特別功勞者として、又永年在職者としては議員三十二名、職員七名、計三十九名で、内本道關係分は次の通りである。

議員 菊 地 三之助 （在職十五年三月）

〃 岩 田 留 吉 （在職十年四月）

職員 金 澤 榮 （議事課長）（在職十年六月）

〃 新 田 幸太郎 （看 守）（在職十年二月）

次いで、九十一件の議案を一括上程審議の後、夫々内容によつて五部門に分割委員會に付託せられた。

○九月二十一日 午前中前日に引續き各委員會は議案の審議檢討、役員選任等について打合せが行われ、午後一時本會議が開催されたのであるが、各委員長報告に基き、保留一件の他は委員會報告の通り可決された。尙役員の改選については、全會一致をもつて前石原會長を本會顧問に推薦、會長、副會長、其の他の役員を次の通り決定、次回開催縣等の協議をなし前回開催地議長として時田本道議長より一同を代表して謝辭があり、午前十一時四十分閉會した。

全國都道府縣議會議長會幹事會

○九月二十九日 東京都議會議事堂において（一）平衡交付金並びに地方起債増額の再要望について、（二）第三十回全國都道府縣議會議長會定例會議決事項の處理について、（三）その他について協議のため幹事會が開催されたがその概況は次の通りである。

一、平衡交付金並びに地方起債増額再要望については、本年度都道府縣財

政需要の不足額は大體五百七十七億圓となるので、豫てからこの匡救につき政府に要望してあるが、その實現を期するため當日増田自由黨幹事長並びに池田大藏大臣に面接強力な陳情をした。

二、増田幹事長は、黨として或る線をもっており、總司令部にも意見があるようであるが、極力要望に對し努力することを約された。しかし池田藏相は地方の要望數字では個々の府縣の狀況を把握し得ないし、單なる陳情に對し、確信なくして動くことは國家財政の現況からしてもできないことであり、極力検討したいと答えられた。

三、右によつて、今後の運動につき協議した結果、先ず十月一日愛知、廣島、福岡、北海道の各議長が、大藏大臣に再度會見の上、本問題を検討の結果、閣僚小委員（建設、安本、自治廳の主管大臣及び長官）に對し閣議において充分なる發言を要望することを一應決定した。

四、尙之に對する具體的方法、知事會との連絡關係並びに爾余の問題については、十月一日の幹事會において決定することとなつた。

全國都道府縣議會議長會役員名簿

(昭和二六、九、二二現在)

會長	副會長	幹事
東京都議會議長 菊地民一	北海道議會議長 蒨田余吉	○ 富山縣議會議長 須賀信一
愛知縣議會議長 田邊秀世	廣島縣議會議長 檜山袖四郎	○ 秋田縣議會議長 澁谷倉藏
福岡縣議會議長 田中保藏	青森縣議會議長 中島清助	○ 千葉縣議會議長 勝田友三郎
岩手縣議會議長 村上順平	靜岡縣議會議長 本杉亮平	

監事

會館運營委員

○ 京都府議會議長 北村平三郎	○ 兵庫縣議會議長 細見達藏	○ 奈良縣議會議長 辻本政律	○ 鳥取縣議會議長 澤住辰藏	○ 山口縣議會議長 二木謙吾	○ 香川縣議會議長 岡保一	○ 高知縣議會議長 岡村三	○ 大分縣議會議長 岩崎	○ 佐賀縣議會議長 田中虎	○ 鹿兒島縣議會議長 米山恒治	○ 埼玉縣議會議長 關根憲治	○ 山梨縣議會議長 川口莊二	○ 長野縣議會議長 片桐知正	○ 三重縣議會議長 濱田正平	宮城縣議會議長 今野貞亮	滋賀縣議會議長 堀江喜一	愛媛縣議會議長 立川余吉	北海道議會議長 蒨田余亮	宮城縣議會議長 今野貞一	東京府議會議長 菊地民一	神奈川縣議會議長 加藤藤詮	愛知縣議會議長 田邊秀世	大阪府議會議長 高野	廣島縣議會議長 檜山袖四郎	高知縣議會議長 岡村三	熊本縣議會議長 大久保勢輔
-----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------	---------------	--------------	---------------	-----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	--------------	------------	---------------	-------------	---------------

(○印は常任幹事)

議 案

- 一、行政事務再配分の實施促進方要望について
- 一、行政機構の改革について
- 一、教育委員會法の一部改正について
- 一、教育委員會法の改正について
- 一、公職選舉法の改正について
- 一、公職選舉法の改正について
- 一、都道府縣の部を任意に定め得るよう地方自治法改正について
- 一、議會の調査權について
- 一、中小企業振興助長法（假稱）の制定促進について
- 一、中小企業振興助長法（假稱）の制定促進について
- 一、中小企業振興助長法假稱の制定促進について
- 一、平衡交付金の算定基準の改正方について
- 一、戰爭犠牲者援護補償法制定の促進について
- 一、住宅金融公庫法改正について
- 一、住宅金融公庫法による融資額の増加について
- 一、地方財政の確立について
- 一、地方財政平衡交付金の増額と起債の枠の擴大について
- 一、平衡交付金の増額について
- 一、地方財政平衡交付金の増額と起債の枠の擴大について
- 一、地方財政の確立について
- 一、地方税制度改革に關する要望について
- 一、地方税制改正について
- 一、地方税制改正について
- 一、地方財政の確立對策について
- 一、地方財政の確立について
- 一、地方財政匡救の應急措置について
- 一、揮發油税を目的税とし道路改良の財源に充當することについて
- 一、義務教育費全額國庫負擔の件
- 一、義務教育費全額國庫負擔について
- 一、米價改訂に伴う地方公務員の給與引上げに要する財源措置について

- 一、公務員の退職給與金に對する課税の免除について
- 一、生活保護費の全額國庫負擔に關する件
- 一、地方議會制度の縮小反對について
- 一、地方分權確立方の件
- 一、地方自治省設置方建議の件
- 一、六・三制完全實施について
- 一、六・三制教育施設の整備に對する國庫補助額の坪當り單價の引上げ方について
- 一、六・三制に伴う學校施設充實整備促進について
- 一、漁業災害補償の制度確立について
- 一、漁業補償金に對する非課税について
- 一、農林漁業資金融通法に基く貸付資金枠の増大並びに貸付の對象に漁船を加へることについて
- 一、農地の擴張及び改良による事業費の豫算増額並びに團體營等の國庫補助率の引上げについて
- 一、電源開發と離島及び僻地の電化助成對策について
- 一、奥地林道開發費の國庫補助豫算増額方について
- 一、積雪寒冷單作地帶振興法に基く農業振興計畫の推進方について
- 一、災害復興費の財源確保について
- 一、災害復興事業の國庫補助豫算増額について
- 一、災害復興全額國庫負擔制度繼續について
- 一、災害復興費に對する全額國庫負擔と治山治水の根本對策について
- 一、災害復興工事の促進方要望について
- 一、災害復興事業に伴う國庫補助未交付額の早急交付について
- 一、治山關係災害復興事業について
- 一、國土開發に伴う特に河川總合開發電源開發事業並びに利水事業等に對する國庫補助増額と起債の擴充と年度割の繰上施行方要望の件
- 一、團體營（小規模）土地改良事業補助金の復活に關する要望
- 一、戰歿遺家族及び傷病者に對する援護對策について
- 一、戰爭犠牲者の國家保障について
- 一、電氣料金の地域差撤廢について
- 一、農事用電力料金を特別料金制とすることについて

一、醫療法實施に伴う醫療機關整備についての要望

一、國民健康保險事業に對する療養給付費の國庫補助について

一、學校給食の存続について

一、廣葉橋利用施設擴充對策について

一、都道府縣議會議員の渡米について

一、議會職員の待遇確立について

一、海外抑留同胞の引揚促進について

一、土地改良事業促進に關する件

一、農地擴張改良事業國庫補助増額について

一、糸價安定制度の確立を政府に要望する

一、土地改良事業推進對策に關する要望

一、地方自治省（假稱）設置方を建議する

一、地方分權確立方を要望する

一、地方議會制度の縮小に反對する

一、地方財政の確立方を要望する

一、公職選舉法改正促進方を要望する

一、義務教育費全額國庫負擔並びに教育施設費國庫補助の増額方を要望する

一、災害復舊事業費全額國庫負擔と地方割當の早期指令並びに補助金の繰上交付方を要望する

一、海上犯罪の絶滅方を要望する

一、行政事務再配分の急速なる實施方を要望する

一、小規模土地改良業の國庫補助金の復活方を要望する

一、農地擴張改良事業國庫補助増額について

一、國民健康保險に對し國庫補助金の増額交付について

一、昭和二十七年年度豫算に於て農地の擴張改良事業費を大中に増額せられたい

一、中小企業の危機突破打開策について

一、農地の擴張改良事業推進について

一、土地改良事業國庫補助金増額について

一、競馬競輪の民營に對する反對について

一、教育委員會制度の改廢及び教育費財源の確立について

一、都道府縣議會議員の表彰について

一、農地の改良擴張事業豫算の大中増額について

一、農地の擴張改良並びに災害復舊事業に對する國庫豫算の確保について

一、縣農業委員會運営國庫補助増額について

一、災害復舊事業費について

資料

町村自治體警察の存廢をめぐるその後の動き

警察法改正に伴う、町村自治體警察の存廢については、さきに全國議長會の資料及び、報導機關による論說等により、種々紹介したところであるが、住民投票による國家警察への編入は、かつての權力警察制度への復活であり、警察民主化に逆行するものであり、輕々には賛成できないとの議論も他所に、現實、財政窮乏の町村としては背に腹はかえられず、切替を前にしてどしどし廢止を決議し、その件数は増加の一途をたどつてゐる。即ち、道公安委員會の資料を藉りてこれを眺めると、全國町村自警一、三一四署中維持困難として住民投票を行つたものは一、〇二八署（これは實は全國町村自警の七割八分を超えてゐる）内、廢止を決議したものは、一、

〇二四署（これは投票を行つたものの九九・六％強となつてゐる）存置決定は、僅かに四署となつており、大體この線に収まるのではないかと見ているが、これにより國警に吸收される自警吏員は、警察吏員一三、一八〇名、一般事務員二、八六〇名、計一六、〇四〇名、これは全自警吏員一七、九二六名に對し八割九分強となつてゐる。なお、この結果として國警としては二二六署の増設を見込んでゐるもののである。

以上は、全國的に見たその後の動きであるが、北海道においては、新得自警の廢止を魁に、全道町村自警六三署中、一一署が住民投票を行い、いずれも廢止を決定しており、他に近々投票を實施する福島、瀬棚、美幌、斜里四署の動向が注目されている。次にその状況を参考までに紹介する。

なお、この際北海道に於ける法施行前（昭和二六、七、一現在）の自警の實態をも併せて紹介し参考に供する。

自治體警察廢止狀況一覽表

（札幌警察官區本部調
昭和二六、〇五現在）

區分	隊別	對象自治體		廢止自治體狀況		投票狀況		開票結果		比率
		署數	警察吏員數	町名	警察吏員數 （定數）	投票者數	有權投票者數	贊成數	反對數	
札	幌	二四	五三	豐浦	三	九二〇	五、〇五	一、九〇	三、一五	三六％
函	館	二	一五	松前	七	九二〇	三、九二	一、五三	二、三九	三八％
				八雲	三	九二〇	九、七六	三、六〇	六、一六	三八％
				福島	七	九二〇	九、七六	三、六〇	六、一六	三八％
				瀬棚	七	九二〇	九、七六	三、六〇	六、一六	三八％
旭	川	二	一六	富良野	三	九二〇	九、七六	三、六〇	六、一六	三八％
				天鹽	一〇	九二〇	九、七六	三、六〇	六、一六	三八％
				羽幌	一七	九二〇	九、七六	三、六〇	六、一六	三八％
				深川	一五	九二〇	九、七六	三、六〇	六、一六	三八％

瀧川町	五、四四	二七、八四	四九、五五	三	九八	一、六四五	六、五九七	五、七三	七〇	八
歌志内町	七、九四	四〇、九四	七〇、二九	六	一、〇七	一、五〇七	七、六三〇	七、一四	七五	九
芦別町	二、三六	六、五七	八三、五九	五	一、五六	二、四四	一〇、五〇	六、六七	六三	六
赤平町	九、八一	五、七二	二七、八三	四〇	一、二五九	三、一九七	一六、二二	九、〇二四	五七	八
栗山町	四、〇〇	三、五三	二〇、八九	二四	七四〇	八、四三	七五、〇七	六、三六八	八四	七
深川町	二、四七	三、九七	三、三九	一五	八六三	二、二九	四、八三	四、〇五	一〇〇	六
沼田町	三、五七	一八、八九	二八、八〇	一九	九九二	一、五四	五、四一九	三、九四	九九	五
美瑛町	三、五九	二〇、七八	六七、八四	三〇	一、〇二八	三、五九	八、四四	四、〇八	六一	八
富良野町	三、六四	二〇、四五	三、三三	三三	一、八四	一、三六	八、二〇	五、〇四	六一	七
士別町	三、七〇	二〇、八〇	一五、五九	三三	九四九	六、九四	八、二〇	五、二六	六一	六
名寄町	四、五〇	二、三三	二五、二五	二四	九六三	八、五	四、六二	四、五七	五三	五
美深町	二、三八	一三、九二	六二、五三	一四	九五六	四、九八	八、七八	四、一一	四八	四
増毛町	二、七四	一六、五三	三九、七四	二四	六八九	一五、四〇	五、六九	四、九〇	八六	三
羽幌町	三、〇六	一七、六四	四三、六七	二七	一、〇三九	二七、二五	二、〇二	三、八〇	一八	二
天鹽町	一、五四	九、九二	三六、一九	二〇	九〇九	三、五、六九	二、三九	二、二九	五八	一
枝幸町	一、八〇	一〇、五八	五、四、七三	八	一、八二六	六三、〇九	六、〇五九	二、一九七	三五	〇
美幌町	三、七二	二二、一〇	四、六、七	三三	九五九	一九、八四	六、八、五四	六、四五	九四	五
津別町	二、四六	一四、〇五	七、一一〇	一四	一、〇〇〇	五、一五七	七、七二	三、九四	五一	四
斜里町	二、五八	一五、五八	七、九三	一六	九五九	四、七三	六、七二	三、六四	六〇	三
留邊蘂町	五、六一	一七、五二	五、五三	一九	九六	二九、二九	四、〇、四二	三、七四	九二	二
遠軽町	二、八五	一六、〇六	二七、三六	一九	八五五	一一、四二	五、九、二〇	四、七九	八〇	一
紋別町	四、二七	三三、〇六	三三、八六	二〇	一、一五四	一八、一九	一〇、七、五四	五、八五	六九	〇
滝ノ上町	二、五五	一三、八三	七、四、六〇	一四	九四二	五、一〇四	四、五、二	三、一四	六九	〇
伊達町	四、一七	二四、二三	一、九、五〇	二七	八八九	六、二七	八、八五	六、四七	七五	〇
虻田町	一、六八	九、〇六	六、四、〇六	九	一、〇〇七	七、二九	二、八、七五	二、七九	七五	〇
豊浦町	一、九六	一一、九四	七、七〇	三	九三	三、三〇	四、八、〇〇	二、九七	六二	二
静内町	二、四三	一五、四六	八、四、五〇	一六	九〇三	五、〇八	一〇、三、三	三、五二	三四	三
浦河町	二、六四	一三、九四	四、八、六一	一四	九九九	四、三、四四	五、三、三	三、八七	七〇	七
新得町	一、九五	一一、〇四	一、〇、三一	一一	一、〇〇〇	九六、〇三	五、六、七一	三、八七	六六	六
清水町	二、九〇	二二、七四	二二、八一	一四	九三	一五、二〇〇	四、六、五九	三、三七	七三	九

芽室町	二、六五五	一五、七七七	四八、八七七	一七	九七	二八、七五五	五、六六一	三、一九九	三、四三三	六〇	一〇七	二四	三
廣尾町	一、八四四	九、九九五	五五、五三三	一〇	九〇	五九、五三三	四八、八三三	三、〇七五	二、二八九	六二	七四	一〇	三
幕別町	三、〇五五	一七、八三三	三三、八八元	二〇	八九一	一六、九八一	五〇、五九六	四、〇三四	四、〇八八	八五	九四	一八	二
池田町	二、七五五	一五、六六六	三六、一三六	一八	八七三	二〇、四五一	三六、八三三	四、一九三	二、七六一	七二	九二	一五	二
本別町	二、七四七	一五、四四五	四四、七七一	一六	九六四	二七、五三三	四九、二〇六	三、五五四	三、二一〇	七二	九二	一五	二
厚岸町	二、六五五	一五、〇六六	五五、六四四	一六	八四二	三、九〇三	五、一八七	四、三四三	三、二〇七	七四	七二	一六	五
弟子屈町	二、〇八七	一、三九五	七五、五五〇	一三	八七六	五九、五〇二	三九、一三三	三、六八八	二、七六〇	九四	七五	三	五
根室町	三、七一〇	一〇、三三三	五五、六四五	二四	八四三	二、七六六	七、一六八	五、七〇〇	四、五七六	七九	八〇	二	四
町村計	三三、九八元	一、二〇六、〇三三	一、五八一	一、一〇三	一、〇〇四	一七、九六四	四、五〇一、八六〇	三〇、一九七	二四〇、五二〇	七〇	七九	一、一五四	一七〇
市町村合計	五三、〇六六	三、七四四、七六五	七五、二四九	三、六四四	八三三	七、六四八	二〇、四〇三、九四四	六〇、八七七	六、五九六	七五	八四	三、二二六	四八五

所得税の減税要綱（閣議決定）

税制の改正にともなう所得税の減税が十月五日の閣議で本決りとなり、八月にさかのぼつて實施されることになつたが、この減税が實施された場合、國民生活にどのような影響を與えるか、参考までに大要をあげると次の通りである。改正の主なる點は基礎控除が現行三萬圓から五萬圓に引き上げられたことのほか、

- 一、税率が現行より五%輕くなり、最高百萬圓以上、百分の五十が、二百萬圓以上に對して百分の五十五。
- 二、扶養控除を扶養親族三人までは一人につき二萬圓（現行一萬五千圓）に引き上げる。
- 三、退職金は十五萬圓を控除し、残りの半額に一般税率で課税される。

等の諸點であるが、これは勤勞大衆の税負擔を輕減することになる。なお、改正による税率及び給與所得者、事業所得の負擔額は次の通り。

税率

獨身者	給與額	現行	改正	輕減額	輕減率
	五、〇〇〇	三〇	二六	三四	九五・四
	八、〇〇〇	八六	五八	二四〇	元・三
	一〇、〇〇〇	一、九二	八六	四五	三・九
	一五、〇〇〇	二、四〇	一、八三	六六	三・〇

給與所得者（單位圓）

適用税率	改正	現行
二〇%	八萬圓以下	五萬圓以下
二五	八→三萬圓以下	五→二萬圓以下
三〇	三→三萬圓以下	一〇→三萬圓以下
三五	三〇→三萬圓以下	一五→三萬圓以下
四〇	三〇→五萬圓以下	三〇→三萬圓以下
四五	五〇→五萬圓以下	三〇→五萬圓以下
五〇	五〇→一〇〇萬圓以下	五〇→一〇〇萬圓以下
五五	一〇〇→一〇〇萬圓以下	五〇→一〇〇萬圓以下
	二〇〇萬圓以上	一〇〇萬圓以上

事業所得者 (年額所得單位萬)

給與額	現行	改正	輕減額	輕減率
夫婦二人				
六、八三圓まで無税	八、〇〇〇	一、九七	四、一七	六、八三
八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、三三	六、五四	五、三三
一〇、〇〇〇	一、一八七	一、三九五	六、八〇	三、七
一五、〇〇〇	二、〇七五	二、六六六	一、一八八	三、〇・八
二〇、〇〇〇	三、八五四	五、九一六	一、五〇〇	二、〇・三
三〇、〇〇〇	七、四一六	一三、七五〇	二、七〇八	一、六・四
五〇、〇〇〇	一六、四五六			
子夫二婦人と				
一〇、七六圓まで無税	一五、〇〇〇	一、四一六	七、二六	四、九・四
一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一、七五〇	一、三三〇	四、一・六
二〇、〇〇〇	三、〇〇〇	四、七四〇	一、六六六	二、五・九
三〇、〇〇〇	六、四一六	二、四一六	二、八二三	一、八・四
五〇、〇〇〇	一五、三三九			
子夫四婦人と				
一三、七六圓まで無税	一五、〇〇〇	二、二六	五、八四	七、三・〇
二〇、〇〇〇	二、二五〇	一、一六六	一、〇八四	四、八・一
三〇、〇〇〇	一四、一〇〇	二、四一六	二、六六六	一、九・〇
獨身者				
一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	三、三・三
二〇、〇〇〇	四、五〇〇	三、五〇〇	九、五〇〇	二、一・三
三〇、〇〇〇	一七、一五〇	一四、〇〇〇	三、一五〇	一、五・四
四〇、〇〇〇	一五、八五〇	一四、二二五	一、六二五	一、〇・九
五〇、〇〇〇	二二、五〇〇	二〇、〇〇〇	二、五〇〇	一、一・六
六〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇・〇
七〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	三五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇・〇
八〇、〇〇〇	四六、〇〇〇	四三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇・〇
九〇、〇〇〇	五四、〇〇〇	五一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇・〇
一〇〇、〇〇〇	六二、〇〇〇	五九、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇・〇

夫	親子四人
二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
四〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
六〇、〇〇〇	三五、〇〇〇
七〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
八〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
九〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇	五五、〇〇〇
一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
五〇、〇〇〇	三五、〇〇〇
六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
七〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
九〇、〇〇〇	五五、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇

雜 錄

地方行政疑義問答

▲地方自治法の疑義について

(昭和二十六、三、一五地自行政第六〇號)
名古屋市議會事務局局長宛行政課長回答

問 法第九條第六項により常任委員會が事件を審査中、議員の任期が満了した、この場合事件は

了した、この場合事件は

(1) 當然に次の議會期の常任委員會に繼續される。

(2) 事件は審議未了となり再び提出されねばならない。

(3) 新たな提出を要せず、次の議會において、再び常任委員會に付託するを要する。

以上三つの解釋中何れが妥當であるか。

答 同一任期間における各會期の不繼續の原則に對する例外に關するものであつて、本來議員の構成の一新を期するとともに、その時期までの一定期間はその地位を保障しようとする任期制度の根本原則を打破してまで、會期不繼續の原則の例外をみとめることは、任期制度の本旨から云つて認め難いところである。

▲議會の議決が可否同数の場合の議長の裁決權

(昭和二十六、五、二地自行政第一二〇號)
大阪市議會事務局局長宛行政課長回答

無効投票がある場合において可否同数のときの議長の裁決權の行使については左のとおりと解する。

(1) 出席議員五十人、白票四票、可否いずれも二十三票の場合は可否いずれも半数に達せず、従つて假に裁決權を行使する議長を加えても過半数に達しないから、議事多數決の原則にかんがみ、議長は裁決權を行使す

る餘地がない。

(これを議長が裁決權を行使して可否いずれかに決しうるとするならば出席議員五十人、白票四十八票、可否いずれも一票の場合においても、議長の裁決權行使により可否いずれかに決しうるといふことになるか。)

(2) 出席議員五十人、白票一票、可二十五票、否二十四票の場合には二十五票をもつて過半数に達しないため、意志決定をなし得ないものを偶然に可否の数が同じであつたことの故にその数が半数にも達しない二十三票や極端な場合は一票であつても議長の裁決權の行使によつて意志決定をなしうるとするが如きは、議事多數決の原則に照らし違法である。(法第九十六條第一項後段の規定は出席議員がすべて有効に投票することを前提としている規定と解する。)

(3) 以上の解釋により、昭和二十五年五月十二日、自行發第六十二號、廣島縣議會事務局局長宛行政課長回答の中、一の解釋には賛成しがたいといふことに我々の見解は一致したので、改めて右に對する御見解を承りたい。

(4) ただ、出席議員五十一人、白票一票、可否いずれも二十五票の如き場合は、假に裁決權を行使する議長を加えれば、過半数となるから、議長は裁決權を行使して可否いずれかに決して差支えないのではないかとと思われるが如何。

答 可否同数とは可否いずれも半数であることを必要とするのであるが、白票又は棄權があつた場合には可否いずれとも表明しないものが、出席議員中に含まれるのであるから、可否同数が出席議員の可否各半数に限るという解釋にはなり得ない。又議長は、議員として議決に加わる權利は有しないのであるから、議長の決裁權を一票と解することはできない。あくまで可否についての裁決の權限を有するものと解すべきである。従つて可否同数であれば、議長は裁決權を行使し得るものと解されるものである。

可否何れも出席議員の過半数に達せざるときは、當該議案は成立しない

こととなり、否決せられたと同様の結果になる。
なお、出席議員には棄権した者、無効投票した者も含まれる。

▲議事事務運営上の疑義について

(昭二六、五、三〇 地目行發第一四一號)
大牟田市議事事務局 局長宛 行政課長 回答

問一 議會を相手方とした訴訟が繼續中、又は委員會において議案の繼續審査中に總選舉により議會が更新された場合に於ける新舊議會の關連性について、一議員が懲罰事件により出席停止處分を受けたが、これを不服として議會を相手どり取消訴訟を提起し、これが繼續中に任期満了により總選舉を實施して議會が更新された。この場合新議會がその相手方として繼承されるものか、又改選に當つて原告又は關係議員が再當選せず議員としての資格を失つてゐる場合は如何になるか。

二 一議員の辭職勧告を議員提案として發議したが、議會はこれを議決すべき事件としてとり上げられるか。理由ありとして一議員の辭職勧告を議決によるべく議員提案として發議した議會は之を取り上げ、特別委員會等で審査し、又は議決することが合法的なりや、疑義があるのでお伺いしたい。なお又右と同様の方法により議長不信任の場合についても併せて御教示願いたい。

更にこれに關連して「議決すべき事件」と「付議すべき事件」の限界について。

三 兩議長共に欠けた場合、又は初の議長選舉までの間における事務局長の職務遂行について
議會の事務局長は、法第百三十八條により議長の命を承け議會の庶務を掌理するものであるが、兩議長が欠けた場合又は初の議長選舉までの間においては監督命令者を欠くこととなるが、この間における事務局長の職務遂行上疑義があるので法的に如何なる關係に立つか、又これが救済措置を如何にとるべきかにつき御伺ひした。

答一 當該訴訟が繫屬する限り、訴訟當時者は議會であるから、舊關係議員の再當選に拘りなく、新議會が訴訟當事者たる地位を受繼ぐものと解すべきである。

二 前段、地方自治法第百十二條の「議會の議決すべき事件」には該當しない。なお機關意思の決定としての議決としても適當ではない。
中段、議長不信任の議決についても同様「議會の議決すべき事件」には該當しない。

後段、質問の趣旨は、明らかでないが、一般に議會の議決する事件には(一)團體意思の決定、(二)機關意思の決定、(三)その他事務執行の前提として執行機關が提案して議會の議決を要するものとされているものの三種があり、地方自治法第百十二條の「議會の議決すべき事件」は、(一)の團體意思の決定を意味し、同法第百二條第四項の「付議すべき事件」は、(一)の團體意思の決定を意味し、同法第百二條第四項の「付議すべき事件」は、(一)及び(二)を意味するものと解する。

三 議會の庶務を掌理することは、できるが、議會の權限に屬する事務を處理することはできない。

北海道人事異動

(昭和二十六年九月二十一日)

民生部長に補する	(水産部漁政課長)	事務吏員 小 松 金 之 助
經濟部長に補する	(經濟部農政課長)	技術吏員 大 鹽 紘
農地部長に補する	(總務部勤務)	事務吏員 渡 部 以智四郎
(副 知 事)		野 口 常 利
總務部長事務取扱を解く		
(總務部次長)		事務吏員 文 木 勝 美

總務部長事務取扱を命ずる
總務部次長を解く

(開拓部拓務課長) 地方事務官
開拓部次長を命ずる

(副知事)

北海道電源開發推進本部副部長を解く

(經濟部長)

事務吏員

河村

梯一

北海道電源開發推進本部長を命ずる

(總務部知事公室行政調査課長)

事務吏員

中川

久太郎

北海道人事委員會に出席を命ずる

(總務部法規課長)

事務吏員

進藤

長次郎

總務部知事公室行政調査課長に補する

(總務部知事公室長)

事務吏員

出野

孝義

總務部知事公室秘書課長事務取扱を解く

(總務部知事公室行政調査課次長)

事務吏員

河合

豐雄

總務部知事公室秘書課長に補する

(總務部法規課次長)

事務吏員

田村

勵太郎

總務部法規課長に補する

(總務部涉外勞務課次長)

事務吏員

鈴木

勘藏

總務部涉外勞務課長に補する

(林務部長)

技術吏員

小瀧

武夫

總務部北海道總合開發委員會事務局局長事務取扱を解く

(總合開發委員會事務局次長)

技術吏員

堀武

男

總務部北海道總合開發委員會事務局局長を命ずる

(渡島支廳次長)

事務吏員

山宮

定繼

民生部婦人兒童課長に補する

(勞働部勞政課長兼勞働教育課長)

事務吏員

尾谷

正二

勞働部勞働教育課長兼補を解く

(總務部涉外勞務課長) 事務吏員
勞働部勞働教育課長に補する

(網走支廳長)

事務吏員

北田

堅吉

經濟部農政課長に補する

(總務部人事厚生課次長)

事務吏員

松林

謹吾

勞働部補導課長に補する

(農地部農業協同組合課長)

事務吏員

岡武

二

經濟部農業協同組合課長に補する

(經濟部競馬課長)

技術吏員

佐伯

才一

經濟部畜產課長に補する

(經濟部食糧課長)

技術吏員

奥山

孝

經濟部農業經濟課長に補する

(釧路國支廳長)

事務吏員

土橋

武士

商工部商工振興課長に補する

(石狩支廳次長)

事務吏員

山形

勝敏

商工部交易觀光課長に補する

(商工部商工振興課長)

事務吏員

佐藤

清

水產部漁政課長に補する

(宗谷支廳長)

事務吏員

小野

英男

水產部漁業制度課長に補する

(農地部農地課長)

技術吏員

渡邊

正三

農地部調整課長に補する

(後志支廳次長)

事務吏員

畑長

一

農地部農地課長に補する

(十勝支廳次長)

事務吏員

田幸

雄

開拓部拓務課長に補する

(開拓部用地課)

地方技官

佐藤

平四郎

開拓部入植課長に補する

留萌支廳長事務取扱を解く
上川支廳次長を命ずる

(根室支廳次長)

事務吏員 中

澤 彦次郎

北海道事務吏員に任命する
釧路國支廳次長を命ずる

(林務部林産課)

技術吏員 河 野 辰 男

留萌支廳次長を命ずる

(釧路國支廳次長)

事務吏員 東

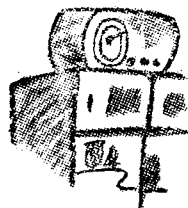
正 雄

根室支廳次長を命ずる

(檜山支廳)

事務吏員 菊 田 武 雄

十勝支廳次長を命ずる



圖書室便り

◎新購入圖書紹介

圖書名

著 者

法律學體系、法學理論篇
戸 籍 法
源氏物語(一)
日本經濟年報
勞資關係と經營管理
近代戰と國際法
國家公務員法精義
大正政治史(一)
領土割讓の主要問題
日本管理の機構と政策
民法總則講義
計畫經濟概論
日本の經濟
財政原理學說
日本のこころ

仁井田陞、外二名
青木義人
谷崎潤一郎
東洋經濟新報社
館本正治
奥末廣外、二名
淺井 清
信夫 清三郎
山下 康雄
芳賀 四郎
於保 不二雄
千種 義人
美濃部 亮吉
花戸 龍藏
中谷 宇吉郎

現代社會思想講座(現代日本

今中次郎 外

◎各官公廳及びその他 より受贈圖書

圖書名

寄贈先

貿易北海道速報版第三七、三九號
本道民間企業の賃金構成第二回調査
收 書 通 報
電氣通信施設
弘報だより27號、31號
國會圖書館年報 昭和二十四年度
郵政勞務情報 七二號
農政勞務調査 三六號
第十回國會法律集 上卷
漢字指導の問題
中小企業等協同組合
法及び關係法令集
改正された中小企業等協同組合法の解説 同
厚生廣報だより
三卷、十五、十六號
北陸電通 二〇號
砂坂海岸林に於ける砂防事業概要
山火事の消防法

北海道商工部
交貨觀光課
北海道立
勞働科學研究所
國立國會圖書館
電氣通信施設局
農林省弘報課
國立國會圖書館
郵政省經理局統計課
農林省統計調查部
法 務 府
文 部 省
中小企業協同
組 合 課
厚生大臣官房
公報渉外課
北陸電氣通信局
函館營林局
林 野 廳

世界月報 六號
中共の貿易(資料篇)
諸外國に於ける貿易管
理及び貿易管理法規
シューマン・プラン
化 纖 月 報 七號
通產統計月報 七號
業務部門統計報告一覽表
國會圖書館支部圖書館の組織と活動
郵 政 八號
農產物生產費調査
米生產費に關する調査
農林統計資料
農林統計速報二四、二三
農產物價賃金月報三、云
國有林野法
空知新報 九五號
北海 勞 働 七一、七二號
北海道自治 九號
電力對策特別委員會公聽會速記錄
北海道自治行政協會
失業對策月報 第三二號
魚 と 卯 七、八月號
道 稅 通 信

外務省調查局
同
外務省國際經濟局
外務省調查局
日本化學纖維協會
日刊工業新聞社
信越電氣通信局
國會圖書館支部
圖書館
郵政省人事部能率課
農林省統計調查部
農林統計協會
林 野 廳
空知新報社
北海道勞働部
北海道自治行政協會
長崎縣議會
北海道自治行政協會
北海道失業對策本部
北海道水產野化場
北海道總務部稅務課

旬刊弘報	北海道知事公室弘報課
建築動態統計月報 一〇	建設省住宅局
人事院月報 五號	人事院事務總局廣報課
國內出版物目錄 一〇、二、三號	國立國會圖書館
災害の研究	林野廳
海岸砂地造林に關する報告	同
第二次農林省統計表	農林省統計調查部
纖維月報 七號	日本纖維協會
教育統計月報 五	文部省調查普及局
北海道立衛生研究所報	北海道立衛生研究所
勞働力調査報告	總理府統計局
水產北海道	水產北海道協會
綜合經濟 八號	綜合經濟研究社
英文貿易關係業者名簿	北海道商工部交易觀光課
貿易北海道 十一月號 同	北海道勞働科學研究所
道南地方漁業勞働力の出入稼の推移	建設新報社
北海建設新報 二七號	農業改良普及協會
農家の友 十月號	青森縣議會事務局
第二五回青森縣定例會議案	秋田縣議會事務局
七月秋田縣臨時會議案及會議錄	同
八月秋田縣定例會議案	同
秋田縣議會時報 七、八月號	同
二月秋田縣定例會議案	同
廣報いわて 第六四號	岩手縣議會事務局
岩手縣議會時報 第九號	同
山形縣議會議員提要	山形縣議會事務局
九月臨時縣議會議案	同
九月定例縣議會議案	同
二月定例會豫算委員會會議錄	同
六月定例會會議錄	同

山形縣議會圖書室日錄 二號	同
第三十二回宮城縣議會議案	宮城縣議會事務局
第三十三回宮城縣議會議事速記錄	同
第三十四回同	同
第三十五回宮城縣議會議案	同
第一回一宮道北部七縣議會議案	同
新潟縣議會定例會議案	新潟縣議會事務局
新潟縣議會時報 第二號	同
二月、四月、五月、六月各議會會議錄	同
神奈川縣議會月報 第七號	神奈川縣議會事務局
栃木縣議會月報 八月號	栃木縣議會事務局
福島縣議會提要	福島縣議會事務局
群馬縣議會時報 第七號	群馬縣議會事務局
茨城縣議會提要	茨城縣議會事務局
埼玉縣議會月報	埼玉縣議會事務局
長野縣議會圖書室藏書目錄	長野縣議會事務局
富山縣議會議事提要	富山縣議會事務局
富山縣議會 第四一號	同
東京都議會月報 七月號	東京都議會事務局
職員必携	大阪府會事務局
愛知縣農林要覽	愛知縣農林部
愛知縣勢要覽	愛知縣議會事務局
愛知縣議會法規集	同
愛知縣議會年報	同
愛知縣教育年報	愛知縣教育委員會
愛知縣教育委員會報 二號、六號	同
岡山縣議會提要	岡山縣議會事務局
愛媛縣議會要覽	愛媛縣議會事務局
議會資料 六、七合併號及八號	高知縣議會事務局
三重縣議會要覽	三重縣議會事務局

奈良縣議會提要	奈良縣議會事務局
滋賀縣議會時報 第一九號	滋賀縣議會事務局
鳥取縣議會月報 第二四號	鳥取縣議會事務局
島根の議會 第一六號	島根縣議會事務局
兵庫縣議會時報 八月號	兵庫縣議會事務局
大分縣議會議事提要	大分縣議會事務局
長崎縣議會報 第四卷	長崎縣議會事務局
熊本縣議會提要	熊本縣議會事務局
鹿児島縣議會要覽	鹿児島縣議會事務局

昭和二十六年十月二十日發行

北海道議會時報 第三卷 第一〇號

編集 北海道議會事務局調査課

發行 北海道議會事務局

電話② 一、八二〇番